

平成30年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年6月18日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 鮎川 幸彦 | 岩山 澄男 | 大橋 つや子 |
| 田口 幸雄 | 松原 正晴 | |
- 5 欠席農業委員 18番 桑原 正彦
- 6 欠席推進委員 阿野 秀文
- 7 事務局 事務局長 安永 一男 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 30 年第 6 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、19 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。すみません。1 名欠席でございます。19 名中、18 名でございます。すみません。本総会が成立していることをご報告いたします。欠席委員は 18 番、桑原委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名いたします。10 番、伊藤(美)委員。12 番、井町委員。よろしくお願ひいたします。田植えもみなさんは終わられたというふうに思います。私的にはあと一丁、苗を並べていた田を今一生懸命代をかいていますので、もう 2、3 日したら終わると思いますけど、そういう中で梅雨には入っておりますけど、非常におかしな天気で本来であれば夜が寝苦しいという時、毛布が無ければ風邪を引くというような天気が続いております。果たしてお米の為にいいだろうか考える昨今ではございますけれど、今日は朝大阪の方ではかなり大きな地震があつて、三名の方が亡くなっておられますけれど、色んな災害が毎月のように起きておりますけれど、私達の所だけには無いようにというふうに、ある度にそのように願っておるところです。そういう意味では住み良い美祢市であってほしいな。というふうにも思っています。それでは議事の方に入って行きたいと思ひます。それでは議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。1 から 5 までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>5 件朗読。</p> <p>1 件目。高齢になり耕作管理が困難である譲渡人の父親からの申し出により贈与を受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、後ほど説明させていただきます報告第 2 号の現況証明の届出により新規就農となります。実家の農機具を使用する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得はございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1,000 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。譲受人が借受地である申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得</p>

<p>議長</p> <p>15番</p>	<p>ですが、実家の農機具を使用する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。耕作管理が困難な譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得はございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。耕作管理が困難な譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得はございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。耕作管理が困難な譲渡人からの申し出により申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得はございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> <p>まず1件目のですね。</p>
----------------------	---

4 番(推進委員)	5 番、岩山といいます。2 番目の●●●●さんの所の要件ですが、先程言われました安富委員と他と一緒に行きまして現地あるいは耕作状況等確認しました。この物件はもう既に耕作契約を結ばれて、田んぼを使っておられます。その隣が●●●●さんの耕作田で何の問題もないものと考えています。
議長	3 番目。
1 1 番(推進委員)	美東町赤の推進委員の田口です。よろしくお願いします。この●●さんの分は今、安富委員さんが言われた通りいいと思います。問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	4 番目。
1 1 番(推進委員)	●●●●さんです。これは以前にもあったんですけど、何回か行ってから、村上委員さんとですね。2 回目でこの度ちゃんとしているぞという事ですね。間違いないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	5 番目。
1 2 番	1 2 番、井町です。●●●●さんが実は●●●●●の方だったんですが、家と山と田んぼを付けてもう一人の方に全部売っているということで、もう●●さんは随分田を作っていらっしゃって田は欲しくはないんですが、家が欲しいと言う事で今補修が入っていらっしゃいますが、もう既に、家が欲しいという事でもう田がついておりますので、本人もこれはもう許したということで●●さんの方に売買をされたという事でございまして、問題ないと思います。ただ●●さんに若干の問題はあったように思いますがその辺は私は分かりませんので、よろしくお願いいたします。田の方は問題ございません。
議長	はい。ありがとうございます。安富委員から補足については会長の方でやってくれと言われましたので、実はですね。2 番目、3 番目の3 条については何ら先月出たわけではありません。今回が初めて出た分です。4 番目、5 番目につきましては先月出た案件でございます。両方とも問題がありまして、きちんと整理をするようにという指導をして帰った次第でございます。4 番目のやつについてはですね。以前、平成25年くらいに1 度現況証明が出ている所もあります。その時も3 条で取得だったんですけど、実は今回もう一度チェックをし直しましたら、それ以外にもう何点か許可を取って転用はしているものの登記簿上が農地のままにな

	<p>っているというのが2件と、無断転用が2件と、登記をとっているのが1件と、3件ほど新たに農地じゃない所、耕作されていない所が出てきましたので、それをきちんと今回整理するよにということで、整理をしていただきました。今回は、司法書士の方できちんと登記上の処理を最後までするというふうに約束をしていただきました。そして、●●さんの分については、ご本人が元々駐車場で地籍も終わっているから、ちゃんとそのようになっているもんだろというように思われていたようですけども、どうも昔のたばこの乾燥小屋のですね、その土地の一部に入っているんですよ。それでも地籍の時に、何故か知らないけれどその部分の地目を畑で残されておったようでございます。これは地籍の方にも問題があったんではないかと私は思っておりますけれども、その部分についてきちんと整理してくださいというのを先月お願いをして帰って、今月出てきたという事でございます。それとですね。もう1件ですね。●●さんの分でとんでもなく家から離れた所に畑がございまして、この畑につきましては写真等で確認をしたのと、もう1つは職務代理の家のすぐ近くでキウイフルーツ等きれいに畑は管理されていまして。●●町、●●町にかけてかなり広範囲に営農をしておられるようでございます。簡単ですけど補足をしておきます。それでは委員のみなさんご意見がございましたらお願いいたします。</p>
3番	<p>3番の俵ですけど、意見ではありません。確認なんですけれど。5番の分ですよ。ゼンリンの地図の申請地ってこれ●●さんのご自宅ですよ。この田の位置じゃないですよ。これ。その確認です。井町さん違いますよね。</p>
1 2番	<p>いいですか。田はですね。8ページ。8ページの</p>
3番	<p>この7ページの申請地。</p>
1 2番	<p>これは●●さんの自宅。</p>
3番	<p>自宅ですよ。</p>
1 2番	<p>多分ですね。農地転用の現況証明の15ページ。この</p>
3番	<p>この現況証明の</p>

1 2 番	そう思います。この関係がこの申請地と私は思うんですけど、違うんですか。
3 番	田の申請地、田の場所じゃないですよ。
1 2 番	田の場所はこの下にあります。●●の田んぼ3つですが、1番前のが半分ですから4枚です。で、これ●●さんの現地じゃないですか。
3 番	田はあくまでも●●●●●ですよ。
1 2 番	そうそう。だから転用の現況証明が15ページにありますが、それがこの申請地じゃないかと私は思うんです。事務局。
議長	間違いありません。井町さんの言われた通りです。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	すみません。次からもう少し見やすいように、同じページに付けるのであれば付けるように、現況証明と分かるように、表示をしようと思いますので。すみません。次から気を付けますので。他に何かご意見はございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手。
事務局	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。 2件朗読。

議長	<p>1 件目。申請地は●●●●●から北西に2. 8 k mの位置にある第2種農地です。申請人は市内に居住する●●●●●です。桜、もみじ、つつじ、紫陽花等を植栽し、境内緑地とするものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。申請地は●●●●●から北西に880 mの位置にある第2種農地です。申請人は、市内に居住する会社員です。和牛17頭を飼育しており、それに対応する施設、畜舎、飼料置場等とするものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件すべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
1 4 番	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> <p>1 4 番。縄田と申します。この現地は●●の方に行って、●●●●●がある方に向かい旧道の横にあって、お寺の境内、前回も行ったとき時に駐車場がうんぬんで元に戻して畑というか、今の景勝地になっておって中に蓮池とか、資料にもあるように池が掘ってあります。これを緑地化したいということで申請されました。これについては問題ないなというような感じを受けました。以上で終わります。</p>
議長	はい。2番。
1 5 番	これ先程の例の分です。地図を見てもらうと場所的なものはよく分かると思うんですが、●●●●●の近くで●●●●●の隣です。それで実際にはこれ農転はなかった事はないんでしょうね。既にこれが出来ているので許可申請というもおかしな話ですが、一連の課題を解決する為に追認として出てきました。
議長	はい。ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いします。
7 番(推進委員)	西厚保の大橋と言います。よろしく申し上げます。1番の●●●さんの境内の緑地という事で、前回ちょっと指導がありました。今回は緑地になって、また●●も苗物とかを自分で育ててまた植栽するという事で問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
議長	2番。

1 1 番(推進委員)	美東町赤の田口です。●●さんの分は、私達もよく通るんですけどあそこを無断転用されているとは思いませんでした。この度分かったんですけど、この度転用されて問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。ちょっと事務局にお尋ねいたします。●●さんの分について、始末書が出ているんですか。
事務局	はい。始末書は出ています。
議長	はい。ありがとうございます。ちょっと1番について補足をしておきます。蓮池、今は一番手前の点々となっている池のみ鑑賞用の蓮が入っていて、後は食用の蓮が入っているようでございますけども、今蓮の苗を一生懸命買い集めているという事だそうです。今、観賞用の蓮をこの池には入れるんだと、今までは蓮田だったんですけども、今度は観賞用の蓮にするんだという事でした。後はそのままずっと、池の間にいろんな木を植えて、後観賞用の遊歩道にして境内緑地にするんだということです。それと、この既にあります、耕の●●●●●これはもう既に転用されまして、駐車場として使用されている部分でございます。申し添えておきます。委員のみなさん何かご意見がございましたらお願いいたします。
1 7 番	所在地が原ですよ。
7 番(推進委員)	住所が違うんじゃないですか。
1 7 番	1 番、住所が違うんじゃないですか。●●っていう住所になっていけばいいけど、●●じゃあるまい。●●っていったら
7 番(推進委員)	あその●●●が境で、●●●●●と思うけど。
議長	●●●から奥は何処になるんですか。
7 番(推進委員)	●●です。
1 7 番	申請書はどうなっている。

議長	申請書はどうなっている。●●になっているかね。
事務局	住民票には出ておらず、ゼンリンの地図で確認して●●という地名にしておりましたが、これ確認して訂正したいと思います。
議長	大橋さんも馬屋原さんも●●が境になっているという事ですから、それであれば、●●という自体が仏像の名前ですから、お寺に●●如来かなんかあるんじゃないかな。
7 番(推進委員)	あります。
議長	<p>それで●●という住所になっていと思うので、●●が正しいと思います。もし●●で間違っておれば来月みなさんにご報告しますが、●●に訂正をしておきます。ありがとうございます。他に何かご意見はございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 2 号は原案の通り決定し諮問会議に附します。すみません。次からですね。この諮問会議を常設審議委員会というふうに書き足していただくと助かります。県の審議会の名前が常設審議委員会というふうに変ったんです。次回からそのように言いますので、ちょっと私の方が諮問会議になっていますので、すみません。お願いします。それでは続きまして議事順位第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。1、2 までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。申請人は東京都中央区に本店を置く建設業を営むものです。申請地は、●●●●●から南西へ 2. 5 k m の位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電所建設工事の施工に伴い作成する工事用道路施工の際、掘削残土の仮置き場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供する事が必要であると認められるものであり、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 1 号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案に</p>

	<p>つきましては一時転用ですので、事業終了後には原状回復を義務付けるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請人は市内に本店を置く建設業を営む者です。申請地は、●●●●●から西へ3.8kmの位置にある農用地区域内農地です。県道改良工事に伴う、土砂、碎石、二次製品及び工事用車両の仮置場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの案件につきましても、一時転用ですので事業終了後には原状回復を義務付けるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番。縄田です。まず、●●●●●の●●●●●の方なんですけど、資料の13ページの方を見てもらうと分かるんですけど、施工場所の左側の山の上に太陽光パネルを作るらしいんですけど、道が角々として大きい車が入れないそうです。それで山を切り崩して直接上に上がるということで、この田んぼの、その時に出る残土とか泥はビニールシートを敷いて一時仮置きをして、ソーラーパネルが完成した後は出た泥を処分するという事で原状復帰するという話を聞いています。という事で、これを見ましたけど問題ないなという感じがしました。工事完了後は元に戻すという事です。</p>
議長	<p>2番目。</p>
14番	<p>2番目は、●●●●●の●●●●●なんですけど、●●●と●●●のちょうど境目の所の県道の法面の所にU字溝設置か法面の修復工事をやっております、その時の残土、U字溝等の資材置き場として置かれるんだらうと思って見に行った時にはほとんど完了しております。これが工期が6月30日までの転用となっておりますけど、もうほとんど完了して農業委員会の見ていただいたら完全に元に戻すというような感じで、2、3日したら元に戻すというような感じでした。先に申請を出すべきではなかったかなと思えますけど、見に行って2、3日で完了ということです。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>

20番(推進委員)	はい。西厚保の松原です。1番目については先程説明された通り問題ないと思います。以上です。
議長	2番の●●●の件ですけど、これ実は無断転用を私が見つけてこれは何をやるんだという事で、阿野推進委員に確認をしたところ残土置き場で使うんだということだったので、一時転用を出してくれと言う事で指導をした案件でございます。今、縄田委員の説明の通り、もういろんな置場としての機能はなくなって、後はそこに土を戻すだけと言っていました。6月30日まで日にちがとってありますから、それまでにはきちんとして。という業者さんの方の話でございました。多分これの始末書は入っているというふうに思っています。入ってますよね。始末書が入っている場合には、始末書が入ってます。とか言ってください。お願いします。では、委員のみなさん何かご意見がございましたら、お願いいたします。
17番	ちょっといいですか。17番ですが、1番は1年の転用地と書いてあるけど、工事は3年くらいあると思うんだけど。
議長	これ、進入路を作るための残土の置き場らしいです。だからここ14ページの絵を見てもらったら分かりますけれど、重機でトラックに積んでいる絵があると思いますけど、ここ下に家がありますよね。あの家の上の所に昔、栗畑だったんじゃないかと思われる所の、縁をなんか山の方を削って栗畑の方は掘らないということでしたから、削った泥をここに一時預けるという事です。進入路ができればもう用はないような話をしておられました。
17番	では、市道を通常は通るわけ。
議長	市道は通らないです。こっち側が市道ですから。
17番	だから、田なんでしょ。
議長	ここは前回一時転用が出ています。
17番	出ているのか。
議長	進入路でここは前回出ています。

17番	それは3年ある。
議長	進入路の方は、確か3年くらいありましたね。前回のやつは確か3年くらいあったと思う。
17番	3年くらいないと意味がない。
議長	手前の田んぼの方は、玉ねぎが植えてあったところが出ています。こっちは確か麦が植えてあったんじゃないかな。委員のみなさん他にご意見はございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	挙手。
	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定し常設審議委員会に附します。続きまして議事順位第4議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請者は●●●●●から北西に4.2kmの位置にある農用地区域内の農地です。桧を植林をするために除外申請です。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員さんご報告の方をお願いいたします。
15番	安富です。除外申請なんですが、場所はですね。●●●●線を●●の方から、●●の方に行くんですね。●●●●●という集落なんですが、●●という所なんですが、地図を見て下さい。参考資料の18ページ。周りはみんな保安林とかになっています。それで、申請者の●●●●●さんの田が一応280㎡あると、その下は圃場整備が実はしてあるんですが、3枚ほど図面に書いてありますけども、この辺の俵委員がこの後話をされる集団耕作放棄地になろうかという所なんですよ。草は刈ってあったんですけども、この申請地はですね。周りが山で下が、図面を見て下さい。公衆道路になっていますし、道路と山との間で特に何か話が変わって

	<p>も、特に問題ない。これ1筆になっていますけど、2枚くらいに田んぼはなっています。特に問題があるような所ではないという事で思っていました。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
3番(推進委員)	<p>推進委員の嘉万の鮎川と言います。今安富委員が言われた棚田の最上部に位置し、周りも山に囲まれ特に問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員のみなさんより何か質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を附して決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数。よって議案第4号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。続きまして議事順位第5議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で5筆ございます。全体面積が7, 711㎡。貸し手が3名、受け手が2名でございます。内訳につきましては4ページの内容でございます。また、4ページの2番、3番につきましては、機構を通した後、農事組合法人 宮の河内農業生産組合へ集積されます。また、農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件全てに法律的に要することが認められる。また、常時従事することが認められる事をご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。それでは意見が無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>挙手。</p> <p>全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。それでは、これより報告事項に入らせていただきます。議事順位第 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを議題といたします。番号1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>1件目、2件目ともに農地法第3条農地所有移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。両方とも第3条で出てきた案件でございます。別段、地元委員からも関連した意見報告を聞く事は無いと思いますが、もし、地元委員の方より何か意見がございましたらお願いいたします。無ければ、よろしゅうございますか。委員のみなさんの方より何かご意見はございませんか。よろしゅうございますか。特に発言も無いようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。続きまして、議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明についてを議題といたします。番号1から4を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。耕作放棄後荒地となり、現在は竹林となっています。</p> <p>2件目。申請が3筆。3筆とも平成5年頃に耕作放棄後、現在は雑木等が繁茂している状況でございます。</p> <p>3件目。申請が4筆。1631番2につきましては、昭和40年頃に耕作放棄後現在は杉等が生育している状況でございます。3834番2につきましては、昭和55年頃に農業用倉庫が建築され以後倉庫として利用されています。4032番につきましては、昭和40年頃に耕作放棄後、桧等が生育している状況でございます。5288番につきましては、昭和58年に転用の許可を受け植林されましたが、未登記のまま現在に至り、杉等が生育している状況でございます。</p> <p>4件目。申請が1筆。昭和40年頃に耕作放棄後倉庫を建設、現在は倉庫及び駐車場として利用されています。以上、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと先に私の方から訂正しておきます。3番の4番目。4条、5条の許可の有無につきましては有でございます。無しではございません。訂正をお願いします。3番、●●さんのやつの4番目。5288に無しと書いてありますけれども有です。昭和58年に転用許可を取っています。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

1 4 番	<p>1 4 番、縄田です。これは、●●●●●との境のところなんですけど、●●●の●●●●●の入り口からちょっと入った所の右側なんですけれど、入って川がありまして川の向こうの山と昔の●●●●●の竹藪の境になると思います。ほとんど誰も行き手がなような状況で、写真で見ると孟宗竹が多く生えておりまして、ここを現況報告で竹林で問題は無いと思います。これを農地というか、田で利用するという事はほとんど無理だという感じがします。以上です。</p>
事務局	<p>2 番、3 番、4 番お願いします。</p>
1 5 番	<p>安富ですが、2 番。●●さんは先程申し上げました、●ですね。●●●に上がる●●●●●の所の上がる途中なんですけど、これでもですね。中まで山の状態の写真を見てもらったら分かるんですが、原状は山に近いということです。3 番目の●●さんの件で、現況証明という事なんですけど倉庫は家の所なんで分かると思うんですが、あとのほとんど、場所はいろいろあるんですが、私もよく説明ができません。そういう事で、ほとんど山林化しているということです。それから、4 番目の●●さんも先程の話なんですけど、これはさっきの図面にも出ていましたけれど、これは自宅の近くなんです。そして、車が置いてある辺が家の図面のとがった所だったと思いますが、これが要するに畑になっていたということでございます。これ会長がずっと言われてたんですけど、本人もなかなかこういう現況証明とかを取られて、登記の方が取られていないので、また同じことをやらないといけないのを司法書士さんとか何とか、地図を取られた方に、仲介される方にちゃんとしてくださいよというような事を言っておられました。全く、その通りで、同じような事が何回も何回も出てくる感じのが結構出るといふ事があるので、そういう事で付け加えておきます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。では、地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは私の方から最後の●●さんのやつだけ補足説明をしておきます。この上に●●●●●というやつがございますよね。それが、この壁のように見える、これ壁なんですけど、この白い戸のように見えるのは壁なんですけど、このちょうど真ん中の辺までなんです。ここがたばこの乾燥小屋なんです。だからこれは地籍より以前から小屋自体は建っていたようなんです。それは行政書士さんの方が座標を出して、今は GPS で全部座標が下りてきますので、それで位置の確認をしたらこの真ん中まであるんだということで、でなければこの三角の車を止めている所だけでは狭くて、土地の大きさが逆転しているのでどうなんだろうという事を、先月言って帰りましたら、ここだったという事で、ただ実際には地籍の時に変わってなければいけなかったという事です。先程も同じことを言いましたが、そういう事です。委員のみなさんより何か質問等ございましたらお願いいたします。</p>

1 2 番	今の●●さんの件は、もう事前に直ってないといけませんよね。
議長	だから今回現況証明が出ますので地目が変わります。
1 2 番	でも、おかしいね。
議長	それは●●さんの方が3条でやられるのか、3条でやるよりは現況証明で地籍が地目を変えた方が早いですよ。錯誤でやるとかなりいろんな書類を集めないといけない。手間がかかるので。だから現況証明で多分変えられるというふうに思います。
1 2 番	でもちゃんと直ってないといけないよね。これ。
議長	そうです。
1 2 番	仕方ない。
議長	たまにはそういうミスもごさいます。委員のみなさん何かご意見はごさいますか。別に無いようでしたら、報告第2号は終わらせていただきます。それでは、議事順位第8 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、そのことについて事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回1件。農事組合法人 ●●●、●●●●●、●●●、●●●●●、●●、●●●●●から提出がありました。●●●●●におかれましては昨年分の提出がありませんので、●●●●●の方において2年分まとめて出していただいたものでごさいます。提出されました報告書の事業状況また構成員の状況、執行役員の状況等を審査致しましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でごさいます。
議長	すみません。委員のみなさん何かご意見ありませんか。よろしゅうごさいますか。（「はい」の声）特に発言もないようでごさいますので報告第4号を終わらせていただきます。続きまして。議事順位第9号 報告第4号 目標及びその達成に向けた活動の点検・

<p>事務局</p>	<p>評価及び活動計画の決定について事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）をお開けください。途中から平成30年の活動計画案になっていきます。まず、平成29年度の目標の方ですが、作成の流れでございます。当時は平成21年の法改正により農業委員会の適正な事務実施について農林水産省の局長通知が配置され、その中に今回の点検・評価及び活動計画等の作成を行うようにされておりましたが、平成28年の法改正により農業委員会法第37条で農地等の利用最適化の推進状況について公表しなければならないとなりました。その結果平成28年の3月4日付の通知により農業委員会の事務の実施状況等の公表についてということが発せられてPDCAサイクルを踏まえ毎年、6月末までに前年度の点検評価と該年度の活動計画を公表するようになったわけでございます。それで、平成29年度の活動の点検・評価でございます。まず1ページ目でございますが、昨年作成いたしました平成29年4月1日現在の状況をそのまま載せてあります。2ページ以降が今回農業振興部会等で点検・評価を協議したものでございます。たくさんありますので、小さい数字の分は吹き出しによって書いてあります。ここは省略させていただきます。2ページ目の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、平成29年の目標及び実績でございます。集積目標が1,239haでございます。実績面積は1,245haでございます。そのうち新規実績が31haございまして、達成状況は100.5%でございます。3番目の目標の達成に向けた活動でございますが、活動の実績で10月、農地流動化推進会議を実施いたしました。そして、10月から2月に7月からの新制度の農地流動化推進委員、農業委員さんと最適化推進委員が農地の利用集積に向け推進活動を集中的に行ったという事が実績でございます。そして、4番目の目標及び活動に対する評価ですが農業委員による貸し手、借り手の情報収集を行う中で目標を定めた結果に加え、高齢等の理由により担い手、認定農業者が減少する中ではあったが、目標としては妥当であった。そして活動に対する評価ですが、委員の改選もあり流動化推進会議を早め、規模拡大を目指す担い手にあっせんが行えた。結果として、目標面積を上回ることができた。ということです。次に、新たに農業経営を営もうとする者の参入状況でございます。2番目の目標及び実績でございますが、参入目標は2経営体、参入実績も2経営体でございます。達成状況は100%。参入目標面積は0.1haでございますが、今までは利用権は除いて3条取得のみをしておりましたが、県の方に確認しましたら、県の方も農水省に確認していただきまして、幅広い意味を持たせまして利用権も含んでよろしいということになりましたので、利用権を含んで資料にも書いてありますが3.3haありましたので、達成状況は3,280%という事になりました。目標の達成に向けた活動実績ですが、県農林水産事務所、農林課、JA、共済組合、農林振興公社、農業委員会から構成される美祢市地域担い手育成総合支援協議会が平成28年度までの目標数値を定め、その目標に向けた農業委員会も連携しながら意欲ある農業者の情報共有を行い普及活動等に取り組んだ。という事でございます。4番目の目標に対する評価ですが、美祢市担い手育成協議会が平成28年度末に平成29年度の目標値を定め、農業委員会も連携して取り組む目標であり妥当である。という事です。そ</p>
------------	---

して活動に対する評価ですが、新規参入者数の目標は達成できた。参入面積の目標は、農地取得に至らなかったが、約3.3haの利用権設定がなされ達成できた。という活動でございます。続きまして4ページ目でございますが、遊休農地に関する評価でございます。2番目の目標及び実績でございますが、解消目標面積は3haございました。解消実績は前年と・・若干マイナスがあったんですけど、0haでよろしいという事でここは0haとしています。達成状況はマイナス13.2%ということになりました。これはもうマイナスにして書いた方がいいかというのがあったんですが、これは県の方に確認いたしましてそのままマイナスになってもいいという事でございます。活動実績は、毎年8月から10月に調査を行いまして調査のデータを取りまとめたものが、8月から10月でございます。そして、目標に関する評価ですが遊休農地の解消は地権者の理解を伴うものであり、目標として妥当。活動に対する評価は、計画通り活動し地権者の理解もあり遊休農地だけの対象を計算いたしますと2.9ha解消できました。新たな遊休農地の発生が多く結果として目標達成いたしませんでした。5ページ目の違反転用への適正な対応でございますが、平成29年の実績は0haで増減も0にしています。3番目の活動の実績ですが、8月に広報の方に掲載しています。そして8月から10月に農地パトロールを実施いたしまして、違反転用の発見に努め日頃の監視活動の中で違反転用の早期発見に努め是正等の指導を行ったということです。活動に対する評価ですが、計画通り実行でき、新たな違反転用はありませんでした。続きまして、6ページ以降なんですけど、3条等の状況もございましてかいつまんで言いますと、3条の申請はこの1年間で25件ありました。内25件許可で不許可はありません。2番目に転用に関する事務の方で年間の処理件数は45件ございました。続きまして、7ページの方ですが、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。先程、●●●●さんが報告書を出されたということで5番目に報告書を提出しなかった農業生産法人のところを1にしておりますが、ここを0にやり変えてもらって今、4になっているところを5に、すみませんが訂正をお願いいたします。●●●●さんが提出されましたので、ここをすみませんが修正をお願いいたします。続きまして、最後のページの8ページ目ですが、地域の農業者からの意見や要望はございません。そして最後の事務の実施状況の公表等ですが、議事録はホームページと紙ベースでの両方となっております。2番目の最適化推進策の改善についての意見の提出ですが、意見の提出は2件ございました。この2件の中の概要に1、2で2件ありました。1番目、2番目は美祢市長の方に提出しております。活動計画の公表についてはホームページの方に掲載しております。それから、今度は平成30年度の活動計画の案でございますが、平成30年4月1日現在の状況を1ページ目の方にも記載してございまして、この30年度から新制度に伴う委員さんの状況を新たに記載しております。農業委員さんを19人と最適化推進委員さんを25人を新たに付け加えております。続きまして、2ページ目の方で担い手の利用集積、集約化ですが、1番上の課題の方は見ていただきまして、目標ですが、今までここは先程の担い手の利用面積のだいたい前年のこれまでの利用集積面積とプラス25haを目標値として上乘せしてございましたが、今年の2月に最適化の指針をみなさんの方に述べまして、目標面積が平成28年度までにこの吹き出しあります、集積面積3040haから平成28年度の集積面積1214haを引きまして1826haになります。それを5年で割りますと、1年間

	<p>で365.2ha集積しなければいけないような、とてつもない数字が出てきます。それで、ここの集積面積が吹き出しにあります、昨年の集積面積1244.49haをと今の365.2haを足しましたら1609.69haになりますので、平成30年度の1610haを目標に集積しなければならないという計画になります。続きまして、活動の方の計画の方ですが11月に流動化推進会議をしたいと思います。それから11月から12月までに今年の利用権設定の更新等をお願いしたいと考えております。なぜかと言いますと、昨年の2月まで利用権の更新の期日にしておりましたが、最適化交付金を受けるために面積等を活動日誌等の新たに県に報告してこれだけありますよと報告申請しますので、それを報告申請期日が年度内、年内に発送しなければならないので、12月までに利用権設定をしたいと考えております。3番目の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、これは来年は1経営体を目標にしています。続きまして、遊休農地に関する措置でございます。平成30年度の活動の計画ですが、この調査時期も目標算定をちょっと早めなければいけませんので、7月から10月くらいまでに利用状況調査、農地パトロールをやりたいと思います。ご協力をお願いしたいと思います。5番目の違反転用の適正な対応は、日頃からの監視活動や広報誌にアピールするつもりでございます。それで平成30年の7月の広報にげんきみねの方に農地パトロール、利用状況調査を7月からやることを掲載しております。以上、今日農業振興部会がまとめ上げた物を今日の総会で、決定されまして6月末までにホームページに掲載しなければいけませんので、よろしく引き続きお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。只今、事務局より報告がございました、報告と提案がございました、30年の目標と29年の達成状況に向けた活動計画と点検についての中でご意見がございましたら、お願いいたします。もし、ご意見が無いようでしたらこのまま、これを目標を計画に、点検、評価に変えたいと思いますが、よろしゅうございますか。いいですか。ありがとうございます。いいですって話でございますので、声がありましたので、特に発言もないと思います。報告第4号を終わらせていただきます。それでは続きましてその他の方に入ります。農業相談日につきましては、ございませんでしたので本日は報告はありません。以上で議案の審議及び報告事項が全て終了しますけれど、委員のみなさん何か特に提案等発言がございましたらお願いをいたします。</p>
3番	<p>すみません。さっきの関連みたいな質問なんですけど、平成30年から遊休農地に対しては1.8倍課税にするというお話でしたよね。具体的にどんな流れになるんですか。もう30年なんですけど。平成30年から遊休農地は1.8倍に課税をするよとお話がありましたよね。</p>
事務局	<p>税金がですよ。</p>

3番	もう平成30年なんですよ。で、実際どういう流れで今後進んでいくのか、課税対象の土地に対して、流れ的なものですね。
事務局	<p>俵委員さんのご質問にお答えいたします。昨年、この今の利用状況調査で荒廃農地として緩和されておりますので、今年調査を終わった後に利用意向調査というのを配布したと思います。その意向通りされているかどうかというのをこの7月から農地パトロールの方に出かけて確認し、解消されていないようであれば、中間管理機構の方に状況提供いたしまして、中間管理機構が借り受け対象の農地を、借り受けてもいいという事を受けて今度管理機構の方に、預けるとか何もされないでそのまま放っておいたら一応今度1.8倍の課税対象になってしまいます。中間管理機構に預けてもいいと意思表示されたら、課税の1.8は無くなります。対象されるか農地を機構に預けるか、自分で解消されたら課税の対象になりませんが、そのまま放っていると課税強化の対象になります。</p>
3番	それは31年からの執行ですか。
事務局	そうですね。31年度分の課税分から対象になります。
3番	それともう1点。今、意向調査をされて中間管理機構にお願いをしたら免れるよという話がありましたね。それって、一時的なものでしょう。管理機構は預からんでしょ。希望は出しますよね。管理機構にお願いしますって。でも管理機構がちょっと無理だねといえはそれで終わり。
事務局	<p>一応機構の方に預けるという意思があったら、1.8倍の課税強化には免れます。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
事務局	一応機構に情報提供で機構が借り受け場所の情報を保有する期間は、一応2年間というのがありまして、2年間は大丈夫でその後ずっと情報提供をし続けても誰も借り受けしなないとなれば、今の状況はアップされないと思います。
議長	受けてもらえる、受けてもらえないは関係ないんです。機構に出す意思があるよという、意思表示をすればいいですよという事です。何ら問題はないです。●●も全て管理機構にお願いしますと、言えば税金の方だけは従来の税金のままですという事でござ

<p>事務局 議長</p>	<p>います。他にございませんか。無いようでしたら、事務局より今後の日程等について報告をお願いいたします。</p> <p>今後の日程についてですが、7月18日水曜日、午後1時30分から農業委員と農地利用最適化推進委員の合同会議を開きます。</p> <p>それでは終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>午後4時00分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p>平成30年6月18日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>
-------------------	--

